

宝塚市告示第42号

宝塚市クリーンセンターにおける一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について

宝塚市クリーンセンターにおける一般廃棄物処理手数料の収納事務を下記のとおり委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により告示します。

令和8年（2026年）4月1日

宝塚市長 森 臨太郎

記

1 委託事務

宝塚市クリーンセンターにおける一般廃棄物処理手数料の収納事務

2 受託者住所・氏名

宝塚市新明和町1番1号

グリーンパーク宝塚株式会社 代表取締役 濱崎 拳志

3 委託期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで